

まとめ

- 帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、試算表や月次決算が容易になる等経営面からもメリットあり。
- 行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与。



- 税務申告のための帳簿にとどまる事業者は多いが、**コロナ禍は、帳簿の重要性や電子化の効果を改めて認識する機会**となった。
- 一方で、バックオフィスに人員を割けない**中小・小規模事業者が電子帳簿保存に取り組みようとしても、紙保存より厳格な要件をクリアするのは極めて困難。**



- 小規模事業者は、これまでシステムベンダーのサポートが届きにくく、デジタル化が困難と思われていたが、安価で使い勝手の良い**クラウド会計の登場で、小規模事業者でも電子帳簿・電子申告に取り組みやすい環境が整備されつつある。**
- **コロナ禍でデジタル化への機運が高まる今が電子帳簿促進の好機。**
 - 小規模事業者に対して、帳簿や証憑書類の電子化を促すインセンティブ措置を講じることで、電子帳簿促進の機運の盛り上げが必要。
 - あわせて、事業者の経理体制に応じた電子帳簿保存法の要件緩和が必要。特に改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者に対して大胆な要件緩和が必要。

◆小規模事業者の電子帳簿促進のためのインセンティブ措置の拡充

- ✓ 帳簿や書類の電子保存に取り組む個人事業者に対して、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置を拡充する。

◆電子帳簿保存法の要件緩和

→事業者の経理体制に応じた要件緩和が必要。特に改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者に対しては大胆な要件緩和が必要。

【事前申請の撤廃】

- ✓ 電子帳簿保存やスキャナ保存に係る税務署への承認申請を不要とする（少なくとも期中での申請を認める）。

【帳簿書類保存要件の緩和】

- ✓ 小規模企業者特例として事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和する。

【スキャナ保存要件等の緩和】

- ✓ 「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長する。
- ✓ 小規模企業者特例として「事務処理規定等の備付」を不要とする。さらに、税理士の関与がなくとも、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とする。
- ✓ 3万円未満の少額取引については、タイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とする。
- ✓ 会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とする。
- ✓ 現行の「小規模企業者特例（税理士による定期検査を受ける場合は相互けんせい要件を緩和する措置）」を中小企業も対象とする。